

## (介護報酬改定) 令和6年4月1日より義務化された事項について (各サービス共通)

令和6年4月1日より義務化された事項、義務化に伴い新たに適用される減算についてお知らせいたします。

### 1. 高齢者虐待防止措置未実施減算の適用

**対象**：居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く全サービス

**概要**：虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、発生した場合の再発防止のため、以下の要件を満たさない場合、減算が適用されます。

**要件**：

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催すること。
- ②虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③指針に基づいた研修をサービス種別に応じ、年1回又は年2回以上実施すること。
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※①～④の措置を運営規程に規定し、指定権者へ届け出ること必要です。

**減算**：上記①～④の要件がどれか一つでも欠けると減算が適用されます！

- ・減算単位：所定単位数の100分の1相当（利用者全員について対象）
- ・減算期間：事実が生じた月の翌月～改善が認められた月まで
- ・減算の場合の対応：  
速やかに改善計画を提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者に報告する。

**経過措置**：経過措置なし（福祉用具貸与はR9.3.31までの間、減算は適用されません。）

### 2. 身体的拘束等の適正化の推進

#### (1)短期入所系サービス、小規模多機能型居宅介護

**概要**：身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、次の措置を講じる必要があります。

**要件**：

- ①身体的拘束等を行う場合、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施すること。

**減算**：身体拘束廃止未実施減算

上記①～④の要件がどれか一つでも欠けると減算が適用されます！

- ・減算単位：所定単位数の100分の1相当（利用者全員について対象）
- ・減算期間：事実が生じた月の翌月～改善が認められた月まで
- ・減算の場合の対応：  
速やかに改善計画を提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者に報告する。

**経過措置**：R7.3.31までの間、減算は適用されません。

## 2. 身体的拘束等の適正化の推進

### (2) 居宅介護支援、訪問・通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

**概要**：身体的拘束等を行う場合、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する必要があります。（令和6年4月1日より適用）

**減算**：適用なし

## 3. 業務継続計画未策定減算の適用

**対象**：居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く全サービス

**概要**：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的なサービス提供及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定する必要があります。

**要件**：

- ①感染症に係る業務継続計画を策定すること。
- ②災害に係る業務継続計画を策定すること。

**減算**：上記①②のどちらか一つでも未策定だと減算が適用されます！（利用者全員について対象）

- ・減算単位：所定単位数の100分の3相当（施設系、居住系サービス）  
所定単位数の100分の1相当（その他のサービス）
- ・減算期間：基準を満たさない事実が生じた月の翌月～解消されるに至った月まで  
※基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月～解消月まで  
※業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施についても義務化されましたが、減算の算定要件になりません。

**注意**：令和6年4月1日以前に開設した事業所は、令和6年4月1日又は令和7年4月1日まで遡及して減算適用となります！

**経過措置**：居宅介護支援、訪問系サービス、福祉用具貸与

⇒ R7.3.31 までの間、減算は適用されません。

上記以外のサービス

⇒ 以下の要件を満たせば、R7.3.31 までの間、減算は適用されません。

<要件> ①感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備  
②非常災害に関する具体的計画の策定

※①②のいずれも整備されていることが必要です。

## 4. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置の適用

**対象**：全サービス

**概要**：感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の措置を講じる必要があります。

**要件**：

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をサービス種別に  
応じ、6月に1回又は3月に1回以上開催すること。  
※感染症担当者を決めておくこと。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③指針に基づいた研修及び訓練をサービス種別に応じ、年1回又は年2回以上実施  
すること。

## 5. 認知症介護基礎研修の受講

**対象**：訪問入浴介護以外の無資格者がいない訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援以外の全サービス

**概要**：介護に直接かわる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。

**内容**：

◆受講対象外

- ・看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士等
- ・養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者、認知症の介護等に係る研修を修了した者については、対象外として差し支えありません。

◆新卒採用、中途採用を問わず、事業所が**新たに採用した場合、1年以内に認知症介護基礎研修の受講が必要**です。

**【参考情報】**（1. ～ 5. について、作成・実施の手引き、参考例などはこちら）

**高齢者虐待防止に係る措置、身体拘束廃止への取組**

（国）施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>

（東京都福祉保健財団）養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集

<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyugo/link/>

**業務継続計画（BCP）**

（国）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修、業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

（東京都）介護サービス事業所のBCP策定支援事業

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_bcpshien.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_bcpshien.html)

**感染症の予防及びまん延の防止のための措置**

（国）介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

（国）介護現場における感染対策の手引き（第3版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

**認知症介護基礎研修**

（東京都）認知症介護基礎研修 e ラーニングについて

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koza/ninchi/kiso\\_e-learning.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koza/ninchi/kiso_e-learning.html)

**台東区ホームページ（介護サービス事業者等の指導・監査）**

<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/sonotafukushi/kaigohoken/kaigosidou.html>